

千葉県報

定例
令和5年12月15日

第13898号

千葉県報

令和5年12月15日(金曜日)

主要目次

○ 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	一
○ 土砂災害警戒区域の指定	一
○ 土砂災害特別警戒区域の指定	一
○ 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(三件)	二
○ 病院局告示	三
○ 地方公営企業法に基づく徴収事務の委託	三
○ 公告	三
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(五件)	五
○ 宅地建物取引業法に基づく処分に係る公開による聴聞の実施	六
○ 基本測量の終了	六
○ 都市計画駐車場整備地区の関係図書の縦覧	六
○ 都市計画駐車場の関係図書の縦覧	六
○ 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	六
○ 特定調達公告	六
○ 落札者等の公告	六

告示

千葉県告示第四百八十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号)第八十条第五項において準用する同法第一百五十五条の第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和五年十二月二十三日から発生する。

令和五年十二月十五日

区域 鋸南町勝山漁業協同組合の地区

千葉県知事 熊谷 俊人

漁業の区分 小型定置漁業

一般大型定置漁業

主として一本釣りを営む小型合併漁業

千葉県告示第四百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十五年千葉県告示第二十一号(土砂災害警戒区域の指定)で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎一	千葉市中央区宮崎一丁目及び南町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。)

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎一	千葉市中央区宮崎一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十五年千葉県告示第二十三号(土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
宮崎一	千葉市中央区宮崎一丁目及び南町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
宮崎一	千葉市中央区宮崎一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百八十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、市川都市計画
 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 令和五年十二月十五日

- 一 施行者の名称
千葉県知事 熊谷 俊人
市川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
市川都市計画下水道事業市川市第二号公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十七年十二月二十二日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分 変更なし

使用の部分 昭和四十七年千葉県告示第八百九十号、昭和五十二年千葉県告示第五百七十七号、昭和五十四年千葉県告示第千六百号、昭和五十五年千葉県告示第千五百一十一号、昭和六十一年千葉県告示第千二百三十四号、平成二年千葉県告示第八百十号、平成四年千葉県告示第百五十七号、平成七年千葉県告示第四百十二号、平成十年千葉県告示第七百二十三号、平成十四年千葉県告示第四百一十号、平成十五年千葉県告示第七百七十三号、平成二十年千葉県告示第九百九十号、平成二十三年千葉県告示第百六十五号、平成二十四年千葉県告示第百四十九号、平成二十五年千葉県告示第百四十一号、平成二十八年千葉県告示第百八十三号、平成三十年千葉県告示第百二十八号、平成三十一年千葉県告示第百八十八号、令和二年千葉県告示第百二十三号及び令和三年千葉県告示第百七十四号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。
 柏井町一丁目、柏井町二丁目、奉免町及び北方町四丁目地内

千葉県告示第四百八十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、市川都市計画
 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 令和五年十二月十五日

- 一 施行者の名称
千葉県知事 熊谷 俊人
市川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
市川都市計画下水道事業市川市第三号公共下水道
- 三 事業施行期間
平成九年三月二十五日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分 なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第四百八十六号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、芝山都市計画
 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 令和五年十二月十五日

- 一 施行者の名称
千葉県知事 熊谷 俊人
山武郡芝山町

二 都市計画事業の種類及び名称
芝山都市計画下水道事業芝山町第一号公共下水道

三 事業施行期間

平成二十七年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成二十七年千葉県告示第二百八十九号及び平成三十年千葉県告示第五百二十五号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一) 山武郡芝山町大字香山新田字三堀、字香山、字横宮後及び字橋松、大字大里字扇子谷、字海道筋及び字六部塚、大字岩山字大堀切並びに大字菱田字千部塚の全部の区域並びに大字香山新田字水端台及び字矢志ヶ谷、大字大里字大野境、字次木、字木戸場、字柳谷及び字岩見、大字岩山字狭間、字扇谷、字上宿、字中宿、字下宿、字後田台、字日向谷、字椎木谷、字藍瓶、字染ヶ谷、字出崎、字古宿、字上谷及び字入合戸、大字菱田字矢志ヶ谷、字三堀、字下三堀、字行人前及び字荒畑、大字朝倉字洞谷台並びに大字小池字宮郷台の各一部の区域

(二) 山武郡芝山町大字小池字麻生、字庚申前、字木戸脇、字宮城、字新林及び字地藏並びに大字小池元高田字痘上地内

病院局告示

千葉県病院局告示第四号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、千葉県病院局の業務に係る料金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和五年十二月十五日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

名称及び代表者の氏名 弁護士法人館野法律事務所 代表弁護士 館野完	所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目一六番八号南雲ビル	委託に係る病院 千葉県がんセンター	委託期間 令和五年十一月七日から令和六年三月三十一日まで
		千葉県総合救急災害医療センター	"
		千葉県こども病院	"
		千葉県循環器病センター	"
		千葉県立佐原病院	"

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テラスモール松戸

松戸市八ヶ崎二丁目八番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか

東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか

東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか

5 変更年月日
令和五年二月一日ほか

令和五年二月一日ほか

二 届出年月日
令和五年三月二十九日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ大芝店

茂原市大芝一丁目三番地九ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

3 変更前の大規模小売店舗の所在地

茂原市大芝土地区画整理組合六街区四号ほか

4 変更後の大規模小売店舗の所在地

茂原市大芝一丁目三番地九ほか

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の所在地
令和元年八月十日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和二年三月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和二年三月一日

届出年月日
令和五年十一月六日

縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ柏たなか駅前店

柏市小青田一丁目一番地一四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

3 変更前の大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)カスミ柏たなか駅前店

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業六九一―一街区一ほか

4 変更後の大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ柏たなか駅前店

柏市小青田一丁目一番地一四ほか

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正ほか

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎ほか

9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成二十九年七月一日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和二年三月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

大規模小売店舗

令和二年三月一日

二 届出年月日

令和五年十月六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ大芝店

茂原市大芝一丁目三番地九ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

3 変更前の駐車場の位置及び収容台数

一四九台

4 変更後の駐車場の位置及び収容台数

六四台

5 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十一か所

6 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

六か所

7 変更年月日

令和六年七月七日

二 届出年月日

令和五年十一月六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ柏たなか駅前店

柏市小青田一丁目一番地一四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

3 駐輪場の位置の変更

変更年月日

令和六年六月七日

二 届出年月日

令和五年十月六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

宅地建物取引業法に基づく処分に係る公開による聴聞の実施

行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 聴聞の期日

令和五年十二月二十二日(金曜日)午前十時から

二 聴聞の場所

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県庁中庁舎(六階建設工事紛争審査会室)

三 被聴聞者

氏名 江草康人

住所 市川市妙典三丁目一番七号

登録番号 (千葉)第五五七七四号

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は令和五年三月三十一日に終了した旨通知があった。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 作業種類 基本測量(国土広域情報修正)

二 作業期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 作業地域 県内全域

都市計画駐車場整備地区の関係図書の縦覧

令和五年十二月十五日千葉市の変更に係る千葉都市計画駐車場整備地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画駐車場の関係図書の縦覧

令和五年十二月十五日千葉市の変更に係る千葉都市計画駐車場の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年十二月十五日野田市の変更に係る野田市都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦

購読料 本号 一部 一八円

覧に供する。

令和五年十二月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものとする。】

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年12月15日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他の必要な事項
- ⑩被保護者情報管理システムカーナビ機器等貸借 一式
- ⑪千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号
- ⑫令和5年10月17日
- ⑬NECキヤピタルソリューション株式会社 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
- ⑭27,456,000円
- ⑮一般競争入札
- ⑯令和5年9月5日

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

購読申込先